

吹田市保育士サポート給付金

制度のご案内

1 目的

本市の民間施設等で勤務する保育士・保育教諭に本給付金を支給し、人材確保及び離職防止に取り組むことで、保育提供量の維持及び保育の質向上を図ります。

2 対象者

次の全ての要件を満たす方が対象です。

- (1) 市内の民間の認定こども園、保育所、地域型保育事業所で、常勤〔1日6時間以上かつ月20日以上勤務〕の保育士又は保育教諭（幼稚園教諭）として直接雇用されていること
※公立施設を除きます。
※施設長は対象外です。
※幼稚園から移行した認定こども園は、申請基準日の1年前まで遡って対象となります。
- (2) 雇用開始からの期間が5年未満であること
(※雇用開始日が月途中の場合は、翌月から起算。また、産休、育休、休職等により支給対象外となる期間は、雇用期間から除いて算出します。)
- (3) 申請基準日（上半期分：翌10月1日、下半期分：翌4月1日）時点で、(1)の対象施設での勤務を継続していること
- (4) 雇用開始時点で45歳未満であること
(※誕生日の前日で年齢加算 ⇒45回目の誕生日が雇用開始日の2日後以降の方が対象)
- (5) 【前職のある方のみ】以前の職歴として、令和5年2月以降に市内の教育・保育施設や本市が実施する子育て支援事業において保育士等（常勤・直接雇用 ※特例により保育士・保育教諭とみなされる場合を除く）としての勤務経験がないこと

職務経歴があると **支給対象外** となる施設・事業

- 教育・保育施設（認定こども園、保育所、地域型保育事業所、幼稚園）
- 認可外保育施設
- 児童厚生施設（児童会館、児童センター）
- 病児・病後児保育事業
- 一時預かり事業
- 障がい児通所支援事業（児童発達支援センター、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業所）

※市内施設、本市による事業のみ。公立施設を含みます。

※支給対象外となるのは、上記施設等で常勤の保育士、保育教諭、幼稚園教諭として直接雇用された経験のある方です。（※派遣、パートタイムの方は問題ありません）

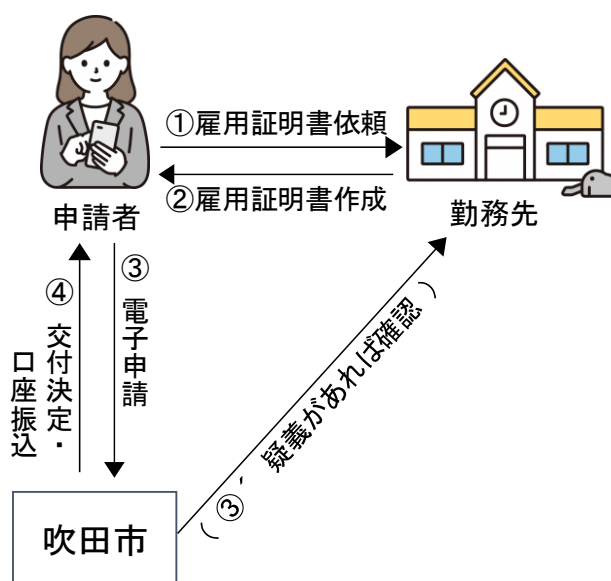
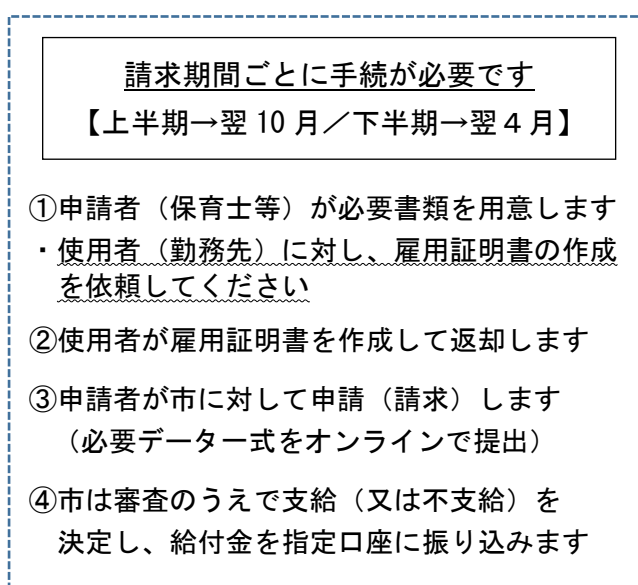
3 支給額

雇用期間	月 額	年 額
1 年目	25,000 円	300,000 円
2 年目	20,000 円	240,000 円
3 年目	15,000 円	180,000 円
4 年目	10,000 円	120,000 円
5 年目	5,000 円	60,000 円
合 計	—	最大 900,000 円

勤務状況に応じ、月単位での認定となります。月途中に雇用を開始される場合など、対象施設での勤務が1月に満たない場合、当該期間は対象から除外します。（事例別の解説資料をご参照ください）

4 手続方法

（1）申請（請求）から支給までの流れ



（2）スケジュール

請求期間ごとに（毎年2回、6か月区切り）、申請期間を設けます。

○上半期分→翌10月中 ○下半期分→翌4月中

令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
勤務	申請 支払						
	勤務	申請 支払					
		勤務	申請 支払				
			勤務	申請 支払			
				勤務	申請 支払		
					勤務	申請 支払	※未定

※本給付金は令和9年度までの支給を決定しており、令和10年度以降の実施は未定です。

(3) 申請方法（電子申請）

吹田市ホームページに保育士・保育教諭への給付金（吹田市保育士サポート給付金）のページを設けます。

(<https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1020164/1018254/1026313.html>)



（申請開始日までに最新情報に更新します）

上記ページから「吹田市保育人材確保給付金（サポート給付金）申請フォーム」を選択し、画面の説明に沿って申請してください。（必要事項の入力、書類データの提出）

※提出できるファイルの形式は、「.pdf」「.jpeg」「.jpg」「.png」等です。

必 要 書 類（データ）

・吹田市保育人材確保給付金雇用証明書（勤務先にて作成）

・保育士証（無い方は 幼稚園教諭免許状）の写し

・本人確認書類の写し

例：マイナンバーカード（表面）、運転免許証（※住所変更が裏面にある場合は両面）、住民票、パスポート等の現住所を確認できる公的な書類

・振込口座の口座番号及び口座名義人が確認できる書類

例：通帳やキャッシュカードの写し、インターネットバンキングのスクリーンショット等

(4) 留意事項

① 手続完了後、システムから「申込完了通知メール」を自動送信しますのでご確認ください。

② 使用される端末や通信回線に係るトラブルについては、一切の責任を負いかねます。

③ 氏名を変更された方は、変更後の内容が確認できる書類を提出していただきます。特に保育士証の書換え手続を未実施の方が散見されますのでご注意ください。

④ 申込内容に不備がある方には、登録されたメールアドレス宛にお知らせします。期日までに再申請いただけない場合は不受理となるためご注意ください。

* 吹田市メールアドレス hoiku_support@city.suita.osaka.jp

5 備 考

(1) 支給要件について

- ・本制度は定着促進を主目的としています。請求期間中に勤務実績がある方でも、申請基準日（上半期→翌 10/1、下半期→翌 4/1）の時点で離任（対象外施設へ異動・退職）されている方は対象外となります。特に他施設への異動についてはご注意ください。

[例] 4/1 付けで他市施設への人事異動の発令を受けた場合：元施設には前日（3/31）までの在職とみなし、直近の半年分は支給対象外となります。

(2) 雇用証明書の作成について

- ・勤務先での作成となります。
- ・作成後、印刷した用紙もしくはPDFデータを申請者にお渡しください。
- ・虚偽や錯誤により実態と異なる内容での支給が発覚した場合、受給者に全額返還を求めます。誓約事項を充分にご確認の上、お手続きください。

(3) 休業・休暇等の取扱いについて

勤務したものとみなす (支給に影響なし)	取得期間が月の半数以下であれば 当該月を支給期間として認定 (1日時点で勤務を開始している月のみ)
【法 定】年次有給休暇、生理休暇、妊娠休暇・通院休暇、子の看護休暇、介護休暇、裁判員休暇 【法定外】夏季休暇、年末年始休暇、結婚休暇、忌引休暇、リフレッシュ休暇 など	【法 定】産前産後休業、出生時育児休業、育児休業、介護休業 【法定外】傷病休暇 【その他】休職、欠勤※

- ・表右列の取得により支給対象外となる期間については 雇用期間として算入せず、復職後は休暇取得前の単価を継承します。(※欠勤の場合を除く)

[例] 雇用2年6か月の方が2年間の休暇を取得した場合であっても、復職後は雇用2年7か月目として取り扱います。(3年目単価のまま再開) →その後、雇用5年目(※本制度上の認定期間)まで受給可能。ただし、令和10年度以降の支給を保証するものではありません。

(4) その他

- ・受給者は課税所得(雑所得)に該当します。受給後は確定申告又は住民税の申告が必要です。
- ・令和10年度以降の支給は未定です。全ての対象者が5年間受給を継続いただけるとは限りませんのでご注意ください。

ご不明な点は下記担当までお問合せください。

【問合せ先】

吹田市 児童部 保育幼稚園室 整備担当(市役所 217 番窓口)

電話 06-6105-8078 FAX 06-6384-2105

Mail hoiku_support@city.suita.osaka.jp